

江府町条例第11号

江府町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部の改正をここに公布する。

令和7年3月25日

江府町長 白石祐治

令和7年3月25日

江府町条例第11号

江府町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

江府町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(旅費)</p> <p>第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u> </u>宿泊料、<u> </u>宿泊手当、<u> </u>食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第2（第5条関係） 国内旅行の旅費</p> <p>車賃、<u> </u>宿泊手当 <u> </u>及び食卓料</p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u> </u>宿泊料、<u> </u>食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第2（第5条関係） 国内旅行の旅費</p> <p>車賃、<u> </u>日当 <u> </u>、<u> </u>宿泊料及び食卓料</p>																				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1190 1133 1273 1836">職名</th><th data-bbox="1190 1671 1273 1836">車賃（1キロメートル）</th><th data-bbox="1190 1509 1273 1671">宿泊手当（1夜につき）</th><th data-bbox="1190 1348 1273 1509">削る</th><th data-bbox="1190 1133 1273 1348">食卓料（1夜につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1273 1133 1308 1836">ロケート</td><td data-bbox="1273 1133 1308 1836"></td><td data-bbox="1273 1133 1308 1836"></td><td data-bbox="1273 1133 1308 1836"></td><td data-bbox="1273 1133 1308 1836"></td></tr></tbody></table>	職名	車賃（1キロメートル）	宿泊手当（1夜につき）	削る	食卓料（1夜につき）	ロケート					<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1190 237 1273 797">職名</th><th data-bbox="1190 636 1273 797">車賃（1キロメートル）</th><th data-bbox="1190 474 1273 636">日当</th><th data-bbox="1190 313 1273 474">宿泊料（1夜につき）</th><th data-bbox="1190 237 1273 313">食卓料（1夜につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1273 237 1308 797">ロケート</td><td data-bbox="1273 237 1308 797"></td><td data-bbox="1273 237 1308 797">（1日につき）</td><td data-bbox="1273 237 1308 797">き</td><td data-bbox="1273 237 1308 797">夜につき</td></tr></tbody></table>	職名	車賃（1キロメートル）	日当	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	ロケート		（1日につき）	き	夜につき
職名	車賃（1キロメートル）	宿泊手当（1夜につき）	削る	食卓料（1夜につき）																	
ロケート																					
職名	車賃（1キロメートル）	日当	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）																	
ロケート		（1日につき）	き	夜につき																	

	ルにつき) き)	削る	削る	削る
町長	37円	2,400円	削る	削る
副町長				2,600円
教育長				

	ルにつき) き)	県内	県外
町長	25円	11,800円	13,100円
副町長			
教育長			2,600円

備考

1 片道路程50キロメートル未満の地域に旅行をする場合における日当 (公務の都合による宿泊の場合を除く) は、支給しない。

ただし、公共交通機関等の利用又は5時間以上の旅行の場合には半日当とする。

2 第1に規定する地域は、町長が別に定める。

3 公用車等により旅行する場合は、第1の規定を除き半日当とする。

4 公用車等による旅行で宿泊を要するの場合は、第1の規定にかかわらず1日当り半日当とする。

宿泊料

(新設)

区分

宿泊料 (1夜につき)

(新設)

北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円

山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円

香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

備考 別表の宿泊料を越える負担が生じる場合において、特別な事情があると認められる場合に限り、実費支給とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。